



## 《会計・税務の知識》個人が寄付をしたときは・・・

この度の東日本大震災に関して寄付をされた方も多数いらっしゃるかと思います。

今回は個人の方が寄付をした場合の税金について取り上げました。

### 1. 所得税の寄附金所得控除

国や地方公共団体、一定の公益法人や社会福祉法人などに寄付をした場合には、特定寄附金に該当し、次のいずれか低い金額を寄附金控除として所得から控除することができます。

イ. 寄付金の額－2,000円

ウ. その年の総所得金額等×40%－2,000円

所得が圧縮されることにより、所得控除額×所得税率(5%～40%)分所得税が少なくなります。

### 2. 住民税の寄附金税額控除

住民税においては、所得税の所得控除とは異なり、税額控除です。また、対象範囲も所得税とは異なっています。

#### ① 範囲

都道府県や市区町村、住所地の日本赤十字支部や共同募金会が対象になっており、また、都道府県や市区町村が独自に条例で指定した団体への寄付も対象になります。寄付した先が条例指定されているかどうかは、住んでいる都道府県及び市区町村のHP等でご確認ください。なお、国への寄付は地方税の税額控除の対象外です。

#### ② 控除額

基本控除として、(寄付金の額－5,000円)×10%が対象になります。

都道府県・市区町村に対しての寄付の場合には特例控除として以下の金額が上乘せになります。

(寄付金の額－5,000円)×(90%－所得税の税率)

なお、日本赤十字や共同募金会への寄付は通常特例控除の対象にはなりません、この度の東北関東大震災義援金として寄付する場合には特例控除の対象となる旨が総務省より公表されています。

#### ③ 限度額

税額控除対象となる寄付金の額は、総所得金額等の30%が上限であり、総所得金額等とは、給与所得の他、株式譲渡所得なども含みます。

また、控除割合の非常に大きい特例控除については住民税所得割の1割が限度となっているため、一般的

には基本控除の限度額よりもかなり少ない金額になります。

住民税は、寄付先によって税額控除額が大きく異なり、都道府県・市区町村⇒赤十字(東北関東大震災義援金を除く)や条例指定団体⇒国の順に控除額が少なくなります。

### 3. 軽減額の計算例

給与収入700万円、夫婦2人の方が都道府県に30,000円寄付した場合(所得税率10%)

所得税軽減額 : 2,800円

住民税基本控除 : 2,500円

住民税特例控除 : 20,000円

合計 25,300円

特例控除の対象かどうかでかなり差がありますね。

なお、給与所得などの総合課税の所得だけでなく、株式譲渡所得(及び税額)等からも控除することができます。

### 4. モノを寄付した場合は?

現金ではなく、モノを寄付する場合もあると思います。モノを寄付した場合には、その寄付の時における時価が寄附金控除の対象となります。

また、法人にモノ(例えば上場株式)を寄付した場合、みなし譲渡として時価と取得価額の差額が譲渡所得となり、含み益のある資産の場合には寄付をしたことによってかえって税額が生じてしまう場合があります。

しかし、国や地方公共団体に寄付した場合や公益法人等に対するもので一定の場合には、この譲渡益が非課税となる特例もありますので、該当する方はこの特例の適用を検討されることをお勧め致します(この特例を適用した場合には時価ではなく取得費等が寄附金控除の対象になります)。

### 5. 平成23年度税制改正

平成23年度税制改正は先行きが不透明ですが、所得税についても税額控除制度を導入する動きがありますので、今後さらに寄附金税制は拡充される可能性が高いといえます。

### 6. おわりに

寄附金控除を受けるためには確定申告をしなければいけないという手間はありますが、この度の寄付を機に来年は初めての確定申告をしてみるというのはいかがでしょうか。

(担当: 小松 満義)